

「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所
創立100周年記念事業寄附金」募集要綱

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 米田 悦啓

1920年に内務省に栄養研究所として設立されました当研究所が2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の年に100周年を迎えます。この大きな節目にあたり、これまで支え育ててくれた多くの方々やこれから健栄研を応援しようという皆様と節目となる100周年を記念事業を実施するため以下のとおり寄附金を募ります。皆様の温かいご支援お待ちしております。

1. 募金団体

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所

2. 募金の目的

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所創立100周年記念事業に係る業務を支援することを目的として行います。

3. 記念事業計画

- (1) 国際交流事業の推進と若手研究者育成の拡充
- (2) 100周年記念フェスタ・式典の開催
- (3) 100周年記念講演会の実施
- (4) 100周年記念誌の刊行
- (5) 記念史料収集保存展示
- (6) 創立100周年記念事業の推進活動
- (7) 将来、研究所が発展することに寄与する事業

4. 募金目標額

1,000万円

5. 募金の対象者

- (1) 国立健康・栄養研究所の職員及び元職員（※）
- (2) 本記念事業に賛同する法人等及び個人

（※）ここにいう国立健康・栄養研究所とは

・内務省 栄養研究所 ・厚生省 栄養研究所 ・厚生省 国立栄養研究所

- ・厚生省 国立健康・栄養研究所
 - ・独立行政法人国立健康・栄養研究所
 - ・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所
- を含みます。

6. 募金の額

個人一口5千円、法人等一口2万円

(十口のご寄附ごとに1冊、100周年記念誌を贈呈いたします。)

7. 募金期間

I期 平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

8. 寄附金の申込方法

(1) 寄附申込書の提出

- ・ダウンロード
- ・電話でのご請求 電話：03-3203-5721 (戦略企画部戦略企画課調整係)

寄附申込書に必要事項を御記入のうえ、以下の連絡先にメール又はFAXにてご提出ください。

<連絡先>

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 戦略企画部戦略企画課調整係

メール：eiken-chousei@nibiohn.go.jp FAX：03-3202-3278

(2) 振込先の指定口座のご連絡

当研究所より、振込先の指定口座をお知らせいたします。

(3) お振り込み

金融機関にてお振り込みください。

(4) 寄附金受領証明書(領収書)の送付

入金確認後、寄附金受領証明書(領収書)をお送りいたします。

9. 寄附金に対する税制上の優遇措置

当研究所への寄附金は、「特定公益増進法人」へのご寄附として、以下の国税及び地方税に対し税制上の優遇措置が認められております。

優遇措置を受けるためには、確定申告などの届け出が必要になります。

個人の場合

・ 国税／所得税

当研究所は、所得税法の定める「特定公益増進法人」で、当研究所への寄附金は「特定寄附金」に該当します。

特定寄附金を支出した年分の確定申告で、その年中に支出した特定寄附金の合計額（総所得の40%相当額が限度）から2,000円を引いた額を総所得の合計額から控除することができます。

なお、確定申告の際に当研究所からお送りする寄附金受領証明書（領収書）を添付、提示等する必要があります。

[関連法令条項]

所得税法第78条（寄附金控除）

所得税法施行令第217条（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

・ 地方税／個人住民税

1月1日現在の住所地の自治体が当研究所への寄附金を条例で寄附金税額控除の対象寄附金にしている場合に、次のとおり個人住民税（個人県・市町村民税）の寄附金税額控除を受けることができます。（県と市区町村のどちらも指定している場合は、それぞれ控除されます。）

個人県民税：県が指定した寄附金の合計額（総所得の30%相当額が限度）から2,000円を引いた額の4%

個人市町村民税：市町村が指定した寄附金の合計額（総所得の30%相当額が限度）から2,000円を引いた額の6%

所得税の確定申告を行う方は、申告書第二票「○住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」欄の記載も必要です。所得税の確定申告を行わず、個人住民税（個人県民税と個人市町村民税の両方又はいずれか一方）のみ寄附金控除を受ける場合は、住所地の市町村に申告手続きを行う必要があります。詳しくは、住所地の市町村にお問い合わせください。

[関連法令条項]

地方税法第37条の2（寄附金税額控除）及び第314条の7（寄附金税額控除）

法人の場合

- 国税／法人税

当研究所は、法人税法の定める「特定公益増進法人」で、当研究所への寄附金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当します。

特定公益増進法人に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告において、一般の寄附金とは別枠で損金の額（（所得の6.25%相当額＋資本金等の0.375%相当額）×1/2が限度）に参入することができます。

[関連法令条項]

法人税法第37条（寄附金の損金不算入）

法人税法施行令第77条（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

独立行政法人通則法第2条（定義）

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第2条（名称）

10. ご寄附に伴う個人情報の取り扱いについて

ご寄附により取得した個人情報につきましては、創立100周年記念事業に使用させていただきますとともに、当研究所の規程に基づき厳正に管理します。

11. 寄附金に関するお問い合わせ先

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

戦略企画部戦略企画課調整係

電話：03-3203-5721

e-mail：eiken-chousei@nibiohn.go.jp